

## 郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定、認定の辞退、申請事項の変更等に係る事務について、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）、郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年郡山市条例第67号。以下「条例」という。）及び郡山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年郡山市規則第47号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、この要綱で定めるもののほか、法及び条例において使用する用語の例による。

2 法における用語の定義として「保育機能施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいうが、以下の施設は含まれないこと。

- (1) 1日に保育する子どもの数が5人以下の小規模施設
- (2) 事業所内保育施設
- (3) 事業者が顧客のために設置する施設
- (4) 親族間の預かり合い
- (5) 半年を限度に臨時に設置される施設

(認定こども園認定の指針等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、認定こども園の認定を行わないものとする。

- (1) 本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の2号、3号認定子どもの利用定員の総数（以下「利用定員総数」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく郡山市子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員の総数（以下「計画総数」という。）に既に達している場合
- (2) 本市における次に掲げる事項の分析及び将来の保育需要の推計から、利用定員総数が計画総数を超えることになると認められる場合
  - ア 認定こども園への入所待機児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
  - イ 人口に係る数量的、地域的な現状及び動向
  - ウ 就学前児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
  - エ 就業構造に係る数量的、地域的な現状及び動向
  - オ その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な現状及び動向
  - カ 多様な保育サービスに対する需要等に係る地域の現状及び動向
- (3) 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、認定こども園の認定を行うことができる。

(設置経営主体)

第4条 認定こども園の設置経営を行う者(以下「設置経営者」という。)は、法第3条第5項第4号のいずれにも該当しないものとする。

(定員)

第5条 設置経営者は、認定こども園の定員を20人以上に設定するものとする。

2 設置経営者は、定員については、3歳未満児の定員について設定することが望ましい。また、そのうち乳児の定員設定についても最大限配慮するとともに、認定こども園及び市全体の保育需要に応じ、必要な見直しを行うことが望ましい。

(定員の変更承認)

第6条 認定こども園の定員を減ずる変更は、次の要件を満たす場合に認めるものとする。

- (1) 当該認定こども園及び市全体の保育需要が低下し、将来にわたり現在の定員を維持できる児童の入所が見込めないこと。
- (2) 当該認定こども園に待機児童がないこと。
- (3) 保育所型認定こども園については、原則として0歳児を含む低年齢児の保育及び保育時間の延長を実施していること又は実施する予定であること。
- (4) 施設整備費補助金(定員に関係のない大規模修繕補助金を除く。)の交付を受けて整備した認定こども園については、原則として交付後5年以上経過していること。
- (5) 定員の削減に関連した職員の雇用上の紛争が生じていないこと及びそのおそれがないこと。
- (6) 将来、当該認定こども園又は市全体の保育需要が増加したときは、再び定員を増やすことに同意していること。

(建物及び設備に関する指針)

第7条 認定こども園の構造及び設備に関する指針は、最低基準に規定するもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 面積とは、部屋の内法面積とする。
- (2) 保育室、乳児室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、児童の安全を考慮し、児童が乗り越えることができないよう、たて格子柵等とし、高さは足掛かりから120cm以上、幅は、内法8cm以下とするよう努めること。
- (3) 施設整備に当たっては、可能な限り次のような設備、スペース等を備えるよう努めること。
  - ア 子育て相談室
  - イ 保育所機能における一時保育のためのスペース
  - ウ 地域子育て支援のためのスペース(食事室を含む。)

(職員)

第8条 保育士の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第3項ただし書の規定により学級担任とすることができるものとする。なお、学級担任とすることができる期間は、原則として6年を限度とする。

- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園の教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(以下「大学」という。)、同法第108条第3項に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)又は教育職員免許法施行規則(昭和29年省令第26号)第27条の指定を受けた教員養成機関(以下「教員養成機関」という。)に在籍しているとき。

- (2) 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を1年以内に受検したとき又は受験予定であるとき。
- (3) 教育職員免許法別表第8の幼稚園教諭二種免許状の項の第2欄に定める免許状を取得した後、同項の第3欄に定める最低在職年数を当該学校における教諭又は講師として勤務した場合において、同項の第4欄に定める単位数を修得するために、幼稚園の教諭の普通免許状に係る課程を有する大学、短期大学、教員養成機関又は放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学に在籍しているとき又は教育職員免許法別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定する講習を受講しているとき。
- 2 幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第4項ただし書の規定により、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができるものとする。なお、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、原則として6年を限度とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に在籍しているとき。
- (2) 児童福祉法第18条の8第1項に規定する保育士試験を1年以内に受験したとき又は受験予定であるとき。
- 3 保育士又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者の配置基準については、保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たす場合は、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者（1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士をいう。以下同じ。）を充てることができる。
- 4 調理員等の配置基準については、幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号 内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定める要件を満たすことにより、調理業務を第三者に委託し給食を提供する場合は、調理員を置かないことができる。
- 5 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の嘱託医の配置基準については、保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号厚生省児童家庭局長通知）により嘱託歯科医を配置するよう努める。

（苦情への対応に関する指針）

第9条 苦情への対応に関する指針は、次のとおりとする。

苦情解決の責任主体を明確にするため、園長、設置経営者等を苦情解決責任者とする。

(1) サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員（園長含む。）の中から苦情受付担当者を任命する。なお、苦情受付担当者は次に掲げる職務を行うものとする。

ア 利用者からの苦情の受付

イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録

ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告する

(2) 苦情解決に当たっては、社会性及び客観性を確保し、利用者の立場及び特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員の設置に努めること。

(3) 第三者委員の要件については次のとおりとする。

ア 苦情を円満に解決することができる者であること。

イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(4) 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること。

(食事の提供)

第10条 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定子ども園の食事の提供については、別表1のとおりとする。

(子育て支援事業)

第11条 法第3条第2項第3号における子育て支援事業とは、条例及び郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第7条第2項等の規定に基づき市長が定める事項に定めるもののほか、以下の事業をいうものであること。

(1) 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(2) 家庭に職員を派遣し、子育てに関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う事業

(3) 保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

(4) 子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業

(5) 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(認定こども園の認定に係る設置経営者に対する助言)

第12条 認定こども園の認定に係る設置経営者への助言については、別表第2のとおりとする。

(法第3条第5項第1号に規定する要件)

第13条 法第3条第5項第1号に規定する条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有するとは、以下の全ての要件を満たすものをいうものとする。

(1) 原則として、認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体等から貸与若しくは使用許可を受けていること。

ただし、国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(ウ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(エ) 安定的に賃借料を支払い得る財源として1年間の賃借料に相当する額と1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること。

(オ) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

イ 現に社会福祉法人等が設置している幼稚園又は保育所の土地又は建物が、認可権者から借用を認める取扱いを受けている場合において、認定こども園を設置するため、幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人等が単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を社会福祉法人等に譲渡する場合は、前各号の規程にかかわらず、原則として引き続き借用を認めるものとする。

(2) 認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 直近の会計年度において、認定こども園を経営する事業以外の事業を含む当該法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(認定の要件)

第14条 社会福祉法人以外の法人に対して幼保連携型認定こども園の認定を行う場合には、別表第3の要件を付すことができる。

(認定申請に関する添付書類)

第15条 細則第2条第3項に規定する市長が必要と認めて指示する書類のうち認定こども園認定申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 最低基準に関するもの

最低基準調書（第1号様式）

(2) 幼稚園、又は保育所に関するもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により幼稚園の設置について認可を受けていることが確認できる書類

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により保育所の設置について認可を受けていることが確認できる書類

(3) 職員に関するもの

ア 職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第2号様式））

イ 職員全員の履歴書

ウ 幼稚園教諭の免許証の写し

エ 保育士の資格証明書の写し

オ 医師の免許証の写し

カ 薬剤師の免許証の写し

キ 養護教諭を配置する場合には当該免許証の写し

ク 保健師又は看護師を配置する場合には当該免許証の写し

ケ 栄養教諭、栄養士又は調理師を配置する場合には当該免許証の写し

コ 常勤職員雇用通知書の写し

サ 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し

シ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し

(4) 土地及び建物並びにその他設備に関するもの

ア 土地の実測図

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証及び検査済証の写し

ウ 土地及び建物の登記事項証明書

エ 土地又は建物が自己所有でない場合

(ア) 国又は地方公共団体から貸与を受ける場合には、貸与又は使用許可を受けたことを証する書面

(イ) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、第12条の要件を満たしていることを確認できる書類

オ 建物の平面図及び立面図

カ 消防法（昭和23年法律第186号）の検査済証又は消防用設備等設置届出書の写し

キ 昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物を賃借する場合には、耐震性が確認できる書類

(5) 教育及び保育の内容に関するもの

ア 教育及び保育の内容に関する計画

イ その他、条例第6条及び郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第7条第2項等の規定に基づき市長が定める事項（平成31年制定。以下「市長が定める事項」という。）の内容を満たすことが確認できる書類

(6) 職員の資質向上に関するもの

ア 職員の資質向上に関する計画（職員研修計画等）

イ その他、条例第8条及び市長が別に定める事項の内容を満たすことが確認できる書類

(7) 子育て支援事業に関するもの

ア 子育て支援事業に関する計画

イ その他、条例第9条及び市長が別に定める事項の内容を満たすことが確認できる書類

(8) 認定こども園の管理運営等に関するもの

ア 認定こども園の長に関するもの

(ア) 認定こども園の長の履歴書

(イ) 認定こども園の長の就任について議決した議事録

イ 認定こども園の管理運営に関する計画

ウ 認定こども園に入園する子どもの選考に関する基準

エ 事故対応マニュアル

オ 苦情解決規程

カ 虐待防止マニュアル

キ 就業規則（給与規程等を含む）

ク 経理規程（旅費規程等を含む）

ケ 当該年度の歳入歳出予算書又は予算案

コ 現金残高証明書等資産を確認できる書類

(9) 設置経営する法人の登記事項証明書

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を認定承認審査書（第3号様式）に記載するものとする。

3 市長は、認定こども園の認定を決定したときは認定通知書（第4号様式）を、認定しない場合は認定不承認通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（認定の辞退に関する手続）

第16条 細則第2条第3項に規定する市長が必要と認めて指示する書類のうち認定こども園認定辞退届に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園の廃止について、事前に園児の保護者に対して説明したことが確認できる書類
- (2) 認定こども園の廃止について、議決した議事録
- 2 細則第2条第2項の規定による認定こども園の認定の辞退があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を認定辞退承認審査書（第6号様式）に記載するものとする。
- 3 市長は、認定こども園の認定の辞退の承認を決定したときは、認定辞退承認書（第7号様式）を交付するものとする。

（認定こども園の変更に関する添付書類）

第17条 細則第4条第3項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 設置者の住所又は所在地の変更の場合
  - 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人の登記事項証明書
- (2) 設置者の氏名又は名称（法人に会っては代表者の氏名）の変更の場合
  - ア 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人の登記事項証明書
  - イ 代表者の変更の場合は以下の書類とする
    - (ア) 代表者の変更について議決した議事録の写し
    - (イ) 代表者の履歴書
    - (ウ) 代表者変更後の当該法人の全部事項証明書
- (3) 施設の名称及び所在地の変更の場合
  - ア 施設の名称変更について議決した議事録の写し
  - イ 施設の所在地が確認できる住居表示変更の証明等
- (4) 保育を必要とする子どもに係る利用定員（満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員に区分する）の変更の場合
  - ア 利用定員の変更について議決した議事録の写し
  - イ 職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第5号様式））
- (5) 幼稚園、保育所又は保育機能施設の別の変更の場合
  - 幼稚園、保育所又は保育機能施設の別の変更が確認できる書類
- (6) 認定こども園の名称の変更の場合
  - 認定こども園の名称の変更について議決した議事録の写し
- (7) 認定こども園の長の氏名の変更の場合
  - ア 認定こども園の長を変更することについて議決した議事録の写し
  - イ 認定こども園の長の履歴書
- (8) 教育又は保育の目標及び主な内容の変更の場合
  - 教育及び保育の内容に関する計画
- (9) 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するものの変更の場合
  - 子育て支援事業に関する計画
- 2 前項に規定する届出があったときは、市長は、必要な調査を行うものとする。
- 3 市長は、認定こども園の変更承認を決定したときは、変更承認書（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

（運営状況報告書に関する手続き）

第18条 細則第6条に規定する市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 前会計年度末における貸借貸借表

(2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(3) 社会福祉法人以外の法人にあつては、認定こども園を經營する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

2 運営状況報告書の提出時期は、毎会計年度終了後3か月以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定子ども園における食事の提供について  
(第10条関係)

1 認定こども園における食事の外部搬入等に係る基本的な考え方

認定こども園における給食については、子どもの発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮、食中毒の防止など安全・衛生面の対応、栄養面等での質の確保及び食育等の観点から調理業務について当該認定こども園が責任をもって行われるべきものであり、当該認定こども園の職員により施設内で調理が行われることが原則である。しかしながら、当該認定こども園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、当該認定こども園の職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、当該認定こども園の子どもの処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものとする。

なお、この場合であっても、食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保した上で行う必要があることに留意すること。

2 認定こども園における調理業務の委託に係る留意事項

認定こども園における調理業務については、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、本来の業務の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、次に掲げる事項に留意の上、調理業務の委託を認めるものとする。

(1) 調理室について

当該認定こども園内の調理室を使用して調理させること。

なお、調理業務を委託する場合であっても、定期的に施設設備の点検を行うとともに、その結果に基づく必要な施設の改修・修理等や設備の更新・修理等を行うことは、設置者（園側）の責任であること。

(2) 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う認定こども園にあつては、当該認定こども園や保健所・市等の栄養教諭その他の栄養士により、衛生面及び献立等について栄養面や食育の観点等での指導を受けられるような体制にあるなど必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない認定こども園にあつては、調理業務の委託を行うことはできない。

(3) 認定こども園の行う業務について

認定こども園は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、前記1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、認定こども園における給食の意義・重要性を認識させること。

イ 認定こども園の園児の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、あらかじめ責任者を定め、園児の摂食前までに検食を行うこと。また、異常があった場合には、給食を中止すること。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

- カ 調理業務の衛生的な取扱い、材料の購入その他契約の履行状況を確認すること。
  - キ 随時園児の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
  - ク 園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事の提供が行えるように、受託業者と連携すること。
  - コ 適正な発育や健康の保持増進の観点から、園児及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。
- (4) 受託業者について
- 受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。
- ア 認定こども園における給食の趣旨を十分認識し、適正な食材を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うことができ、かつ衛生管理体制の確立等により安全性の高い品質管理に努めた食事を提供できる能力を有する者であること。
  - イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる者であること。
  - ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士等が確保されていること。
  - エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有すること。
  - オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。
  - カ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わない者であること

(5) 業務の委託契約について

認定こども園が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、認定こども園と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。

なお、当該契約書には、前記(4)のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

- ア 受託業者に対して、認定こども園側から必要な資料の提出を求めることができるとともに、その結果、改善の必要があると認める場合には、認定こども園は、必要な指導・助言を行うことができること。
- イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと認定こども園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であつても認定こども園において契約を解除できること。
- ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。
- エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため認定こども園に損害を与えた場合は、受託業者は認定こども園に対し損害賠償を行うこと。

## 別表第2 認定こども園認定に係る設置経営者への助言事項（第12条関係）

### 1 運営に関する助言事項

- (1) 認定こども園の利用定員構成は、0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児となるよう設定することが望ましい。
- (2) 保育標準時間（1日当たり11時間までに限る。）及び保育短時間（1日当たり8時間までに限る。）とは別に、1日当たり1時間の延長保育を実施することが望ましい。

### 2 設備に関する助言事項

- (1) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、他の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ乳児の安全性が確保されていることが望ましい。
- (2) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、より乳児の安全を確保するために、事務室又は調理室の職員が目視等できる位置に配置することが望ましい。
- (3) 児童の手の届く高さ（床面から高さ、1.3m程度）については、突起物及びスイッチ類固定仕様の設備等を設置しないことが望ましい。
- (4) 児童の生活空間の出隅部分は、全て大きく丸面にすることが望ましい。
- (5) 乳児室、ほふく室及び保育室には、利用乳幼児用の手洗いを設けることが望ましい。
- (6) 乳児室、ほふく室及び保育室には、遊具、寝具等を収納するためのスペースを設けることが望ましい。
- (7) 乳児室及びほふく室には、室内又は隣接する場所に、利用乳幼児用の沐浴室又は沐浴設備を設けることが望ましい。
- (8) インフルエンザ、感染性胃腸炎等の拡散を防ぐため、乳児室、ほふく室及び保育室を経由せずに移動できる経路を確保していることが望ましい。
- (9) 満2歳以上の幼児を預かる施設にあつては、一斉保育、行事等に使用するため、保育室とは別に独立の遊戯室を設置することが望ましい。基準は設けないが、遊戯室本来の目的を考慮するが望ましい。保育室との区画は可動式の間仕切りでも可とする。
- (10) 調理室には、調理員専用の手洗いが設置されていることが望ましい。
- (11) 調理室の調理設備として、炊飯器、冷凍冷蔵庫、2槽式シンク、必要な数のコンロ、調理台、配膳台、オーブン、食器消毒保管庫、湯沸かし器等が設置されていることが望ましい。
- (12) 保存食は、原材料、調理済み食品を食品ごとに50g程度、密封の上、2週間以上保存する必要があるため、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下に保つことができるものを設置することが望ましい。
- (13) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所はそれぞれ別に設けることが望ましい。
- (14) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所には、手洗い設備を設けることが望ましい。
- (15) 児童便所の便器は、児童が安全かつ衛生的に使用するために、補助便座及びオマルの使用を控えることが望ましい。
- (16) 児童便所の便器は、小便器及び大便器をそれぞれ設けることが望ましい。
- (17) 施設内に、スロップシンク等清掃用具等を洗うための設備を設けることが望ましい。
- (18) 事務室を設ける場合は、来客への応対、防犯の対応、緊急時の対応が容易にできる位置に配置することが望ましい。
- (19) 近隣地域との交通問題を生じさせないため、送迎用車両の駐車スペースを確保すること

が望ましい。

(20) 建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと又は昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物である場合は、耐震診断を実施し、問題が無いこと若しくは耐震補強済であることが望ましい。

### 3 職員に関する助言事項

(1) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定子ども園の嘱託医の配置に関しては、次のとおり書面を取り交わすことが望ましい。

ア 認定こども園と嘱託医との間で、契約書（合意書）を締結すること。

イ 嘱託医の報酬については、双方の協議により決定し、給付費から支出し、認定こども園が嘱託医に直接支払うこと。

### 4 その他の助言事項

(1) 開設する地域を所轄する消防署等に事前の相談を行い、その指導に従い、非常警報器具、消火器等非常災害防止に必要な設備を整備することが望ましい。

(2) 消火器等が設置されているだけでなく、職員全員に設置場所及び使用方法を周知することが望ましい。

(3) 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することが望ましい。

別表第3 社会福祉法人以外の法人に対して、認定こども園の認定を行う場合の要件（第14条関係）

- 1 条例で定める基準を維持するために、認定こども園の設置経営者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39条）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、認定こども園を運営する事業に係る区分を設けること。
- 3 認定申請時に提出した諸規定及び認定こども園建設に要した経費の借入に係る償還計画に変更を生じる場合は、市に対して事前に協議を行うこと。